



福岡県医発第 2038 号 (総)
平成 24 年 11 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

福岡県における冬季の節電への取組みについて

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より、別添のとおり通知がまいりました。

政府より今冬の電力需給対策が公表され、九州電力㈱からも福岡県に対し、今冬の節電に関して、これまでの需給両面の取組みから、昨冬並みの厳寒であっても、電力の安定供給に最低限必要な供給予備率を確保できるとの見通しから、数値目標を伴わない節電要請がなされました。

これに伴い福岡県では、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で無理のない範囲での節電に取り組めるよう、「福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～」の骨子が決定、公表されました。

つきましては、福岡県における節電への取組みについてご了知いただき、引き続きご協力賜われますよう、会員への周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

公印省略

24医指第2580号

平成24年11月5日

社団法人福岡県医師会長 殿

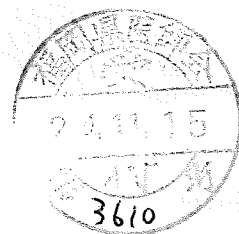
福岡県保健医療介護部長

(医療指導課地域医療係)

福岡県における冬季の節電への取組みについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県の医療行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、本県緊急節電対策本部長から通知がありましたので、無理のない範囲での節電にご協力いただきますようお願いいたします。



社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県緊急節電対策本部長
福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県における冬季の節電への取組みについて

11月2日、政府より今冬の電力需給対策が公表され、九州電力(株)からも本県に対し、今冬の節電に関する協力要請がありました。

今冬においては、これまでの需給両面の取組みから、昨冬並みの厳寒であっても、電力の安定供給に最低限必要な供給予備率を確保できるとの見通しから、数値目標を伴わない節電要請がなされたところです。

これを受け、本県では、県民、事業者、行政が、それぞれの立場で無理のない範囲での節電に取り組めるよう、「福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～」を取りまとめることとし、このたび、その骨子を決定し公表しました。

つきましては、この内容を踏まえ、引き続き節電の取組みを進めていただきますようお願いいたします。

最終版については、11月中旬を目途に、福岡県緊急節電対策本部において決定・公表することとしており、その内容については改めて通知いたします。

記

1 節電要請期間・時間

平成24年12月3日～平成25年3月29日の 平日8時～21時
(12月31日及び1月2日～4日除く)

詳細は、以下の資料をご確認ください。

○電力需給に関する検討会合・エネルギー・環境会議

http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01_16.html

○九州電力プレスリリース

http://www.kyuden.co.jp/press_h121102-1.html

2 福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～(骨子)

内容は、以下URLからご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/setsuden7.html>

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局 甲斐, 藤木
(企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3160

E-mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

今冬の電力需給対策について

平成 24 年 11 月 2 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 今冬の需給見通し

今冬の需給見通しについて、「電力需給に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の下に設置した「需給検証委員会」において、平成 24 年 10 月 12 日から 10 月 30 日までの合計 4 回にわたり、第三者の専門家等による検証を行った。

その結果、今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれの電力管内でも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率 3% 以上を確保できる見通しであるが、火力発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることに留意すべきとされた。

特に北海道電力管内については、他社からの電力融通に制約があること、寒冷地であり電力不足が国民生活等に甚大な影響を及ぼす可能性があること等の特殊性を踏まえ、北本連系設備や主力発電設備等の脱落リスク対策に万全を期した上で、それでもなお発電所等のトラブル停止が万一発生した場合のリスクにも対応できるよう、適切な節電目標を設定するとともに、地元自治体や経済界等の協力を得つつ、更なる需給両面の対策を促していくべきであるとされた。

2. 今冬の需給対策の基本的考え方

(1) 供給面での対応

- ① 需給検証委員会における検証を踏まえ、現時点で確実と見られる供給力を基本とし、今後確実に見込めるようになった供給力については、その時点で上方修正する。
- ② 各電力管内において、発電設備の脱落等が発生しても即座にこれに対応できるよう全国レベルでの電力融通等の協力体制の維持・拡大に引き続き取り組む。
- ③ 火力発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、設備の保守・保全の強化を図る。

(2) 需要面での対応

- ① 今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家による節電行動がこの水準で実施されることを想定している。そのため、需要家に対して、節電の確実な実施を要請する。
- ② 節電の要請に当たっては、需要家間の公平性確保を踏まえ、今夏と同様に、平成 22 年度の使用電力需要の実績(節電要請を含まない需要実績)を基準として要請する。
- ③ 要請に当たっては、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。
- ④ 需要面での対策に当たっては、地方自治体等の協力を得て、創意工夫によるきめ細かい対応を行うことにより、国民生活や経済活動への影響を最小化することを目指す。

(3) 冬季の北海道の特殊性を踏まえた対応

- ① 需給検証委員会において、冬季の北海道においては、最大機の脱落や発電所等の過去の計画外停止の状況を考慮したリスクへの対応が必要であると指摘された。また、厳寒となる冬季の北海道において、計画停電を含む停電が発生することは、北海道民の生命、安全に直結することは勿論、実施する可能性があること自体も、北海道の観光業等の経済活動に悪影響を与え得る。
- ② したがって、過去最大級(過去 15 年間で最大の電源脱落は 137 万 kW)又はそれを上回る電源脱落が発生する場合にも、計画停電を含む停電を回避するため、多重的な対策を講じ、需給対策に万全を尽くす。

3. 今冬の需給対策

2. の基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策を行う。

(1) 全国(沖縄電力管内を除く)共通の要請

- ① 今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率 3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、「数値目標を伴わない節電」を要請す

る。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないよう、配慮を行う。

※今冬の各電力会社管内における定着節電は、平成 22 年度比で以下の数値を見込んでいる。これらは2. (2)①に関して一つの目安となる。

北海道電力管内	▲3.3%	東北電力管内	▲2.2%	東京電力管内	▲5.0%
中部電力管内	▲2.8%	関西電力管内	▲5.6%	北陸電力管内	▲3.4%
中国電力管内	▲1.5%	四国電力管内	▲5.2%	九州電力管内	▲4.5%

②節電要請期間・時間

平成 24 年 12 月 3 日(月)～平成 25 年 3 月 29 日(金)の平日(12 月 31 日及び 1 月 2 日～4 日を除く)

9:00～21:00(北海道電力及び九州電力管内については 8:00～21:00)

(2)北海道電力管内

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、(1)に加え、以下の多重的な対策を行う。

①数値目標付の節電要請

i 数値目標(平成 22 年度比▲7%以上の節電)

大口需要家、小口需要家、家庭のそれぞれに対し、平成 22 年度比▲7%以上の使用最大電力(kW)等の抑制を要請する。

ii 節電要請期間・時間帯

平成 24 年 12 月 10 日(月)～平成 25 年 3 月 8 日(金)の平日(12 月 31 日及び 1 月 2 日～4 日を除く)

12 月 10 日(月)～12 月 28 日(金) 16:00～21:00

1 月 7 日(月)～ 3 月 1 日(金) 8:00～21:00

3 月 4 日(月)～ 3 月 8 日(金) 16:00～21:00

※冬季の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるため、上記時間帯以外も可能な範囲での節電を要請する。

iii 基準電力

平成 22 年度(ii の節電期間)における使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

iv 留意事項

ア)病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能の維持に支障が出る場合については、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。

イ)電源脱落がない平時においては、予備率 3%以上を確保できる見通しであることを踏まえ、生産活動等(農業、観光等を含む。)について、実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行う。但し、需給ひっ迫時(予備率が 3%を下回る見通しとなった時)においては、数値目標(平成 22 年度比▲7%以上)通りの節電を要請する。

ウ)被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。

エ)管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

②計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、「①数値目標付の節電要請」に加え、北海道電力は「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

計画停電回避緊急調整プログラムの目標値は、過去最大級の電源脱落(137 万 kW)が発生する場合でも、「①数値目標付の節電要請」と相まって、予備率 3%以上を確保できるよう設定する。国、北海道庁及び北海道電力は、北海道電力管内の需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結を要請する。北海道電力は、計画停電回避緊急調整プログラムの契約状況を公表する。

i 期間

平成 24 年 12 月 10 日(月)～平成 25 年 3 月 22 日(金)(全日)

ii 対象

北海道内の全ての大口需要家(契約電力が 500kW 以上)に要請する。

iii 目標値

実効ベースで 33 万 kW 以上の需要削減量を確保する。

③さらなる需給ひっ迫時に備えた対策(緊急時ネガワット入札等)

過去最大級を上回る電源脱落の発生に備え、①及び②に加え、北海道電力は、②では対応できない大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

①～③の多重的な対策を講ずることにより、過去最大級又はそれを上回る電源脱落に対して備え、計画停電を含む停電を回避する。

(3) 情報提供等

- ①政府は、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。その際、今冬の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるという特性を踏まえ、ピークシフトを伴わないピークカットによる節電を要請するものであることを明確にする。
- ②電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(携帯事業者やインターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。
- ③電力需給のひっ迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制を行うとともに、政府から「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電を要請する。

今冬における節電へのご協力のお願いについて

— 詳細ご説明資料 —

平成24年11月2日

九州電力株式会社

(目次)

- 1 今冬の需給見通し
 - (1) 今冬の需給見通し
 - (2) 電力の安定供給に向けた取組み

- 2 今冬における節電へのご協力のお願いについて
 - (1) 今冬における節電へのご協力のお願い
 - (2) 節電にご協力いただきたい時間帯
 - (3) 節電にご協力いただくための当社取組み
 - (4) ご家庭における節電の具体事例
 - (5) 法人お客さまにおける節電の具体事例

(1) 今冬の需給見通し

- 今冬の電力需要は、今夏の節電に関するお客さまのアンケート調査結果等から、定着節電分として昨冬の節電効果の8割程度を見込み、昨冬並み厳寒で1,537万kWと想定しています。
- この電力需要に対し、他電力からの応援融通などの供給力確保に取り組み、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しです。

(発電端：万kW、%)

	12月	1月	2月	3月
需 要	1,389	1,537	1,537	1,302
供給力	1,432	1,589	1,584	1,432
原子力	0	0	0	0
火 力	1,179	1,256	1,253	1,161
水 力	84	84	83	94
揚 水	123	148	147	153
地熱等	16	16	16	16
電力会社間融通	16	76	76	0
新電力からの受電等	14	9	9	7
予備力 (予備率)	43 (3.1)	52 (3.4)	47 (3.1)	130 (10.0)

(注) 四捨五入の関係で合計値が合わないことがある

[第三者による検証結果]

- ・ 今冬の電力需要・供給力については、政府の有識者会議「需給検証委員会」（委員長：白 眞勲 内閣府副大臣[国家戦略担当]）において、第三者の立場から検証が行われ、概ね妥当であることが確認されました。

（２）電力の安定供給に向けた取組み

【 供給面での取組み 】

- 現時点（計画段階）で対応可能なあらゆる供給力確保策を織り込んでいます。
 - ・ 火力・水力発電所の補修停止時期の調整
 - － 設備の保安上、繰り延べ困難なものを除き、最大限補修時期の調整を実施
 - ・ 火力燃料の追加調達
 - ・ 他社からの受電
 - － 他電力会社からの応援融通の受電（最大で昼間76万kW、夜間37万kW）
 - － 発電事業者及び自家発からの受電
 - ・ 緊急設置電源の追加設置（ 離島用の移動用発電設備2台を追加（計4台 0.6万kW） ）

【 需要面での取組み 】

- 節電にご協力いただくために、当社は以下の取組みを行います。
 - ・ 需要抑制を目的とした冬季計画調整契約の実施
 - ・ 冬季における上手な電気の使い方等のお知らせ
 - ・ 当社ホームページ等を通じた情報提供

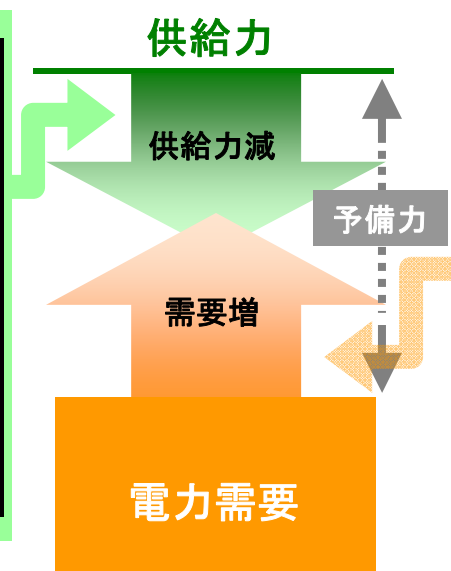
- 昨冬（2月2日）のような寒波による電力需要の急増や、火力発電所等の電力供給設備のトラブルなど、以下のような需給変動リスクが顕在化した場合には、厳しい需給状況が予想されます。
- このため、今夏同様、電力の安定供給確保に向けて、実運用の直前まで、他電力からの追加の応援融通受電や市場からの電力調達などの供給力対策に取り組めます。

[供給面の変動リスク]

ケース	リスク [影響量]
A-1	発電所の計画外停止 ・ 単機最大▲70万kW ・ 小丸川下ダム洪水による発電制限▲80～▲120万kW
A-2	渇水による水力供給力の減 ・ 渇水の場合▲10万kW
A-3	他社の応援余力不足による融通受電の減 ・ 中西地域の予備率の減、▲1%あたり▲70万kW ・ 他社発電所の計画外停止

[需要面の変動リスク]

ケース	リスク [影響量]
B-1	寒波による需要増 ・ 気温1℃あたり+20～30万kW
B-2	節電効果の減 ・ 節電率▲1%あたり+20万kW程度



(1) 今冬における節電へのご協力のお願い

- 今冬は、定着節電分として、昨冬の節電効果の8割程度（一昨年から▲69万kW、▲4.5%※）を織り込んだ電力需要に対し、最低限の予備率3%（予備力50万kW程度）を何とか確保できる見通しですが、発電設備の計画外停止等を踏まえると、依然として厳しい見通しです。

※ 政府の「エネルギー・環境会議」において、今冬に必要な節電量の目安として示された定着節電値

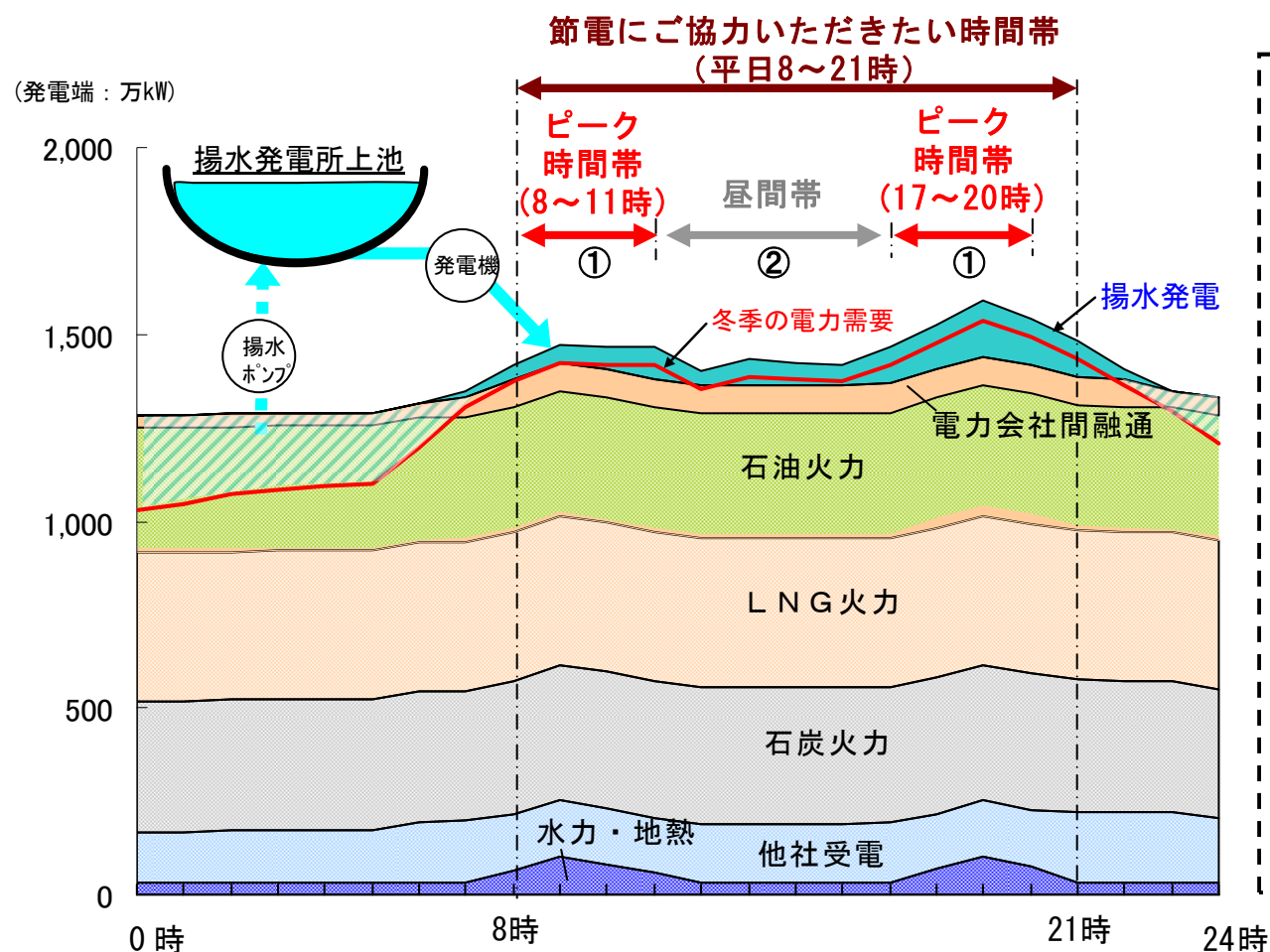
- このため、お客さまにおかれましては、以下の内容で引き続き節電へのご協力をお願いします。

【お願いの内容】

- ・ お客さまの生活・健康や経済活動に支障のない範囲で、節電へのご協力をお願いいたします。
- ・ 具体的には、寒さが厳しくなり電力需要の増加が予想される12月3日(月)から翌年 3月29日(金)までの間(年末年始12/31(月)～1/4(金)を除く)の平日8時から21時において、昨年冬にお取り組みいただいた相当の節電に、ご協力いただきますようお願いいたします。

（２）節電にご協力いただきたい時間帯

- 1日の中では、平日の8時～21時にご協力をお願いします。
- 特に、電力需要が高くなる時間帯（8時～11時、17時～20時）は、重点的な節電へのご協力をお願いします。



【需給バランスの改善効果】

① ピーク時間帯（8～11時、17～20時）

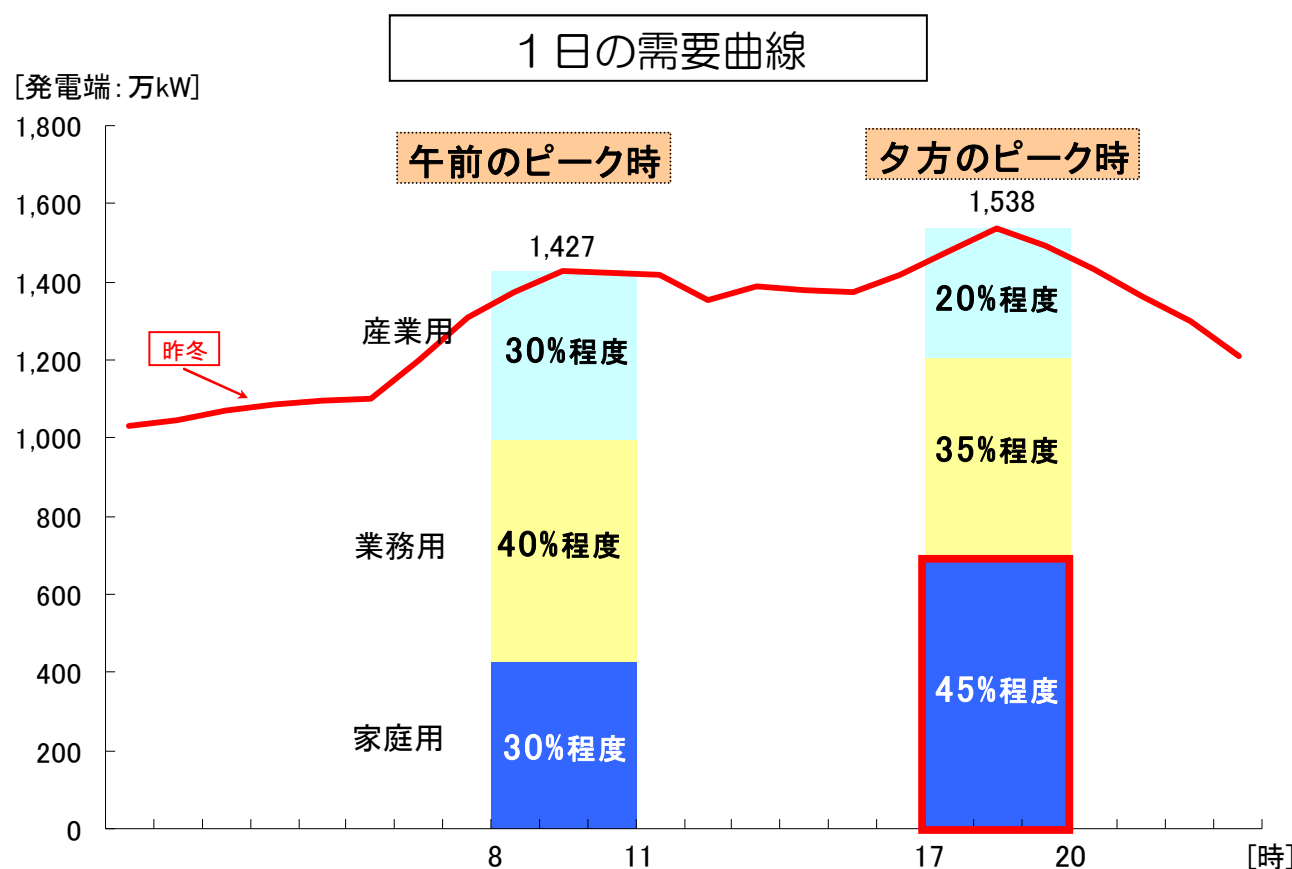
- ・ 電力需要が減少することにより、電力の供給予備力の確保につながります。
- ・ また、電力需要急増時の供給力不足の解消にもつながります。

② 昼間帯（上記以外）

- ・ 電力需要が減少することにより、この時間帯の揚水発電量を低減することができます。
- その結果、この時間帯に温存した分をピーク時間帯の供給力として活用することができます。

効果大

- 冬季は、暖房の使用量が多くなる午前(8～11時頃)と照明や家庭用需要の多くなる夕方(17～20時頃)に需要のピークが発生します。(気温が1℃低下すると、時間最大電力が20万kW/℃程度増加)
- このうち、夕方の電力需要については、家庭用の割合が大きくなります。



(注) グラフ中の数値(%)は推計値



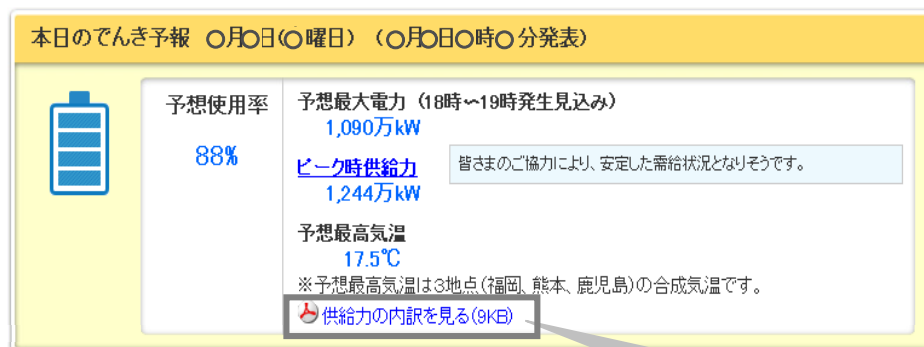
（３）節電にご協力いただくための当社取組み

- 今冬については、以下の取組みにより、お客さまへ節電のお願いを実施します。

需要抑制を目的とした 料金メニューの実施	（冬季計画調整契約） ・ 計画的な需要抑制を目的として昨年に引き続き実施
冬季における上手な電気の 使い方等のお知らせ	（ご家庭） ・ 検針のお知らせ票裏面によるＰＲ ・ 営業所窓口等へ節電取組事例・効果を紹介したチラシ備付 ・ 営業所窓口等へ「節電のお願い」ポスターの掲示 ・ 自治体に対し、節電ＰＲへのご協力をお願い （法人お客さま） ・ 大口お客さまを対象とした個別訪問によるお願い ・ 節電の取組み事例・効果を記載したチラシの郵送 ・ 各種業界団体を通じたお願い
当社ホームページ等を通じた 情報提供	（当社ホームページ） ・ でんき予報による需給状況の発信 ・ 節電取組事例・効果の紹介 ・ 各発電機の役割・活用方法（揚水発電等）の掲載 （緊急時の節電ご協力お願いメールの配信） ・ 節電に協力いただけるお客さまに予めメールアドレスを登録いただき、需給ひっ迫となった場合に当社から節電のお願いメールを配信

- 電力需給に関する情報を、今夏と同様に「でんき予報」でお知らせします。

〈掲載イメージ〉

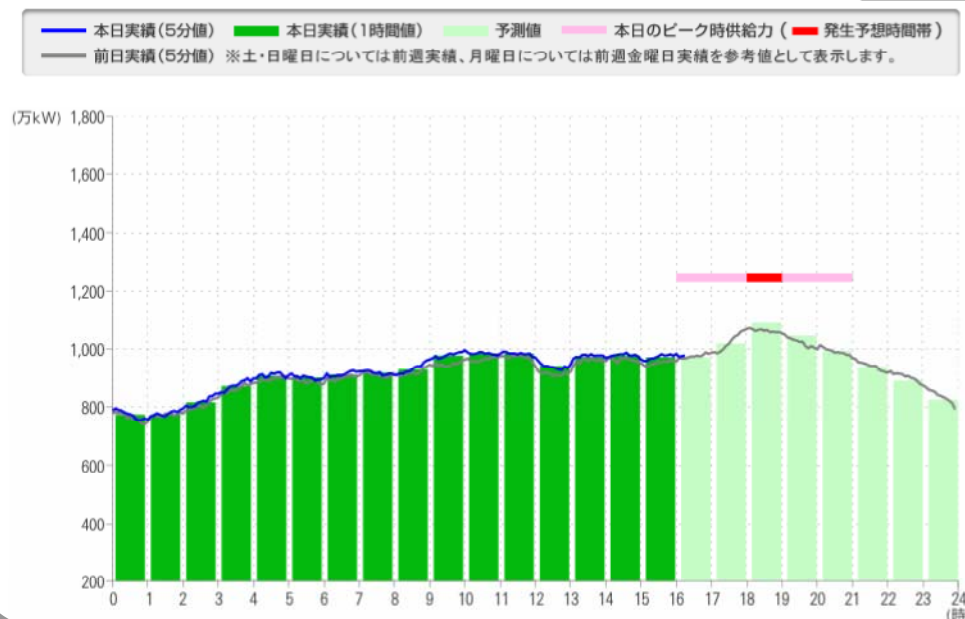


[主な掲載内容]

- 電力需給の見通し(翌週、翌日、当日)
- 供給力の詳細な内訳
- 当日の電力使用状況
(時間毎の電力使用量の推移)

など

電力の使用状況

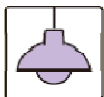
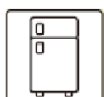


〈供給力の内訳〉

種別		ピーク時供給力 (○/○)
自社	原子力	0 万kW
	火力	701 万kW
	水力	85 万kW
	揚水	153 万kW
	地熱・太陽光	16 万kW
他社受電		290 万kW
合 計※		1,244 万kW

※四捨五入の関係で合計が合わないことがあります

(4) ご家庭における節電の具体事例

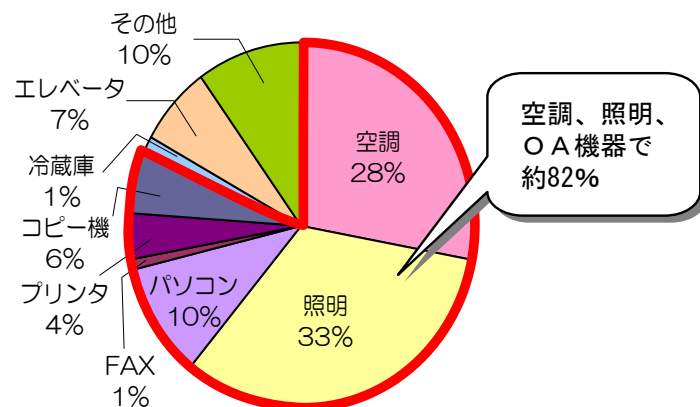
■取り組み事例と効果		節電効果（削減率）	
		通常、エアコンを使用 されるご家庭	通常、ガス・石油ストーブ 等を使用されるご家庭
	○重ね着などをして、室温を20℃に設定。	7% ※設定温度を2℃下げた場合	—
	○窓に厚手のカーテンを掛ける。	1%	—
	○不要な照明をできるだけ消す。	4%	6%
	○画面の輝度を下げる。 ○必要な時以外は消す。	2% ※標準→省エネモードに設定し使用時間を2/3に減らした場合	3%
	○冷蔵庫の設定を「弱」に変える。 ○扉を開ける時間をできるだけ減らす。 ○食品をつめこまないようにする。	1%	2%
	○早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。 ○保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	1%	2%
	○便座保温・温水の温度設定を下げる。 ○不使用時はふたを閉める。	1%未満	1%
	○リモコンではなく、本体の主電源を切る。 ○使わない機器のプラグを抜いておく。	1%	2%

* 節電効果の削減率の目安は、エアコンを使用されるご家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1400W）及びガス・石油ストーブ等を使用されるご家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1000W）に対する削減率の目安です（資源エネルギー庁推計）

* 上記取り組み事例と削減率については、政府の節電ポータルサイト「節電. go. jp」（経済産業省HP）「冬期の節電メニュー（家庭向け）（2011年度冬期版）」による

（５）法人お客さまにおける節電の具体事例

オフィスビル



出典：資源エネルギー庁推計

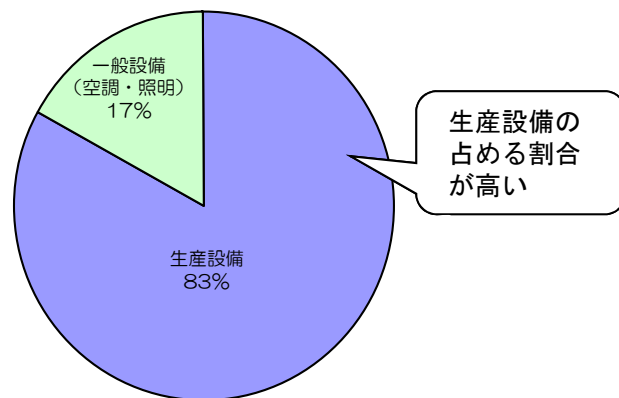
〔ポイント〕

- 電力消費のうち、空調が約28%、照明が約33%、OA機器（パソコン、コピー機等）が約21%を占めます。これらを合わせると電力消費の約82%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

建物全体に
対する節電効果

照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	8%
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%
空調	・使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満
	・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%
OA機器	・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%

製造業



〔ポイント〕

- 電力消費のうち、生産設備が占める割合が高くなっていますが、生産活動に影響を与えないよう、一般設備を中心に節電に取り組んでください。

注：生産工程や納期、必要な生産環境（空調）に応じて電力消費形態が異なります。

機械・設備毎
の節電効果

照明	・使用していないエリアは消灯を徹底する。	—
	・白熱灯を電球形蛍光灯ランプやLED照明に交換する。 [節電効果：白熱灯60W→①電球形蛍光灯ランプ②LED照明に交換した場合]	①76% ②85%
空調	・工場内の温度を19℃とする。 [節電効果：室内温度設定を3℃下げた場合]	27%
	・外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。 [節約効果：換気ファンの間欠運転または停止により30%導入量を低減した場合]	34%

**福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～
(平成24年度冬季) <概要版>**

1. 九州電力管内における今冬の電力需給見通し

発電端：万kW	12月	1月	2月	3月
需 要	1, 389	1, 537	1, 537	1, 302
供給力	1, 432	1, 589	1, 584	1, 432
供給予備力 (供給力－需要)	43	52	47	130
供給予備率(%)	3.1	3.4	3.1	10.0

出典：九州電力(株)資料

2. 九州電力管内における節電要請

- 今冬が、昨冬並みの厳寒となることを想定した上で、瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、政府からは、「数値目標を伴わない節電」の要請がなされた。
- 今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家に対して、節電の確実な実施が要請されている。九州電力管内においては、平成22年度に比べ▲4.5%抑制する定着節電値が一つの目安として示された。
- 節電要請期間及び時間は、平成24年12月3日～平成25年3月29日（12月31日及び1月2日～4日を除く）の平日8時～21時の間とされた。

3. 節電の基本方針

- 目的
 - ・ 電力需給の十分な改善が見込めない状況を踏まえ、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、県民、事業者、行政の各主体がエネルギーを効率的に利用し、家庭生活や経済活動に支障を生じさせることなく節電を定着させることによって、電力需給の安定化を目指す。
- 節電推進の目標
 - ・ 数値目標が設定されて行った平成23年度冬及び平成24年度夏の取組みを可能な範囲で継続・推進し、家庭生活や経済活動に無理が生じない範囲での「節電」の定着を図る。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないように配慮する。
 - ・ 今冬の節電の目安としては、九州電力管内の定着節電として見込まれている平成22年度比▲4.5%を参考値とする。

4. 節電の取組み

(1) 県から九州電力(株)への要請

- 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。
 - ・ 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保や燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
 - ・ 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。

(2) 県自らの取組み

- 平成23年度冬、平成24年度夏の成果を踏まえ、全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で節電に取り組み、平成24年12月～平成25年3月の電気使用量について、昨年度の実績（平成22年度比マイナス6%）を上回る抑制を図る。
- 発電所の計画外停止や気温の急激な変化による電力需要の増加等により、電力需給がひっ迫する場合においては、予め定めたピークカット対策を県自ら追加実施するとともに、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

【県自らによる節電の具体的な取組み内容】

- ・空調管理の徹底（設定温度18℃を徹底）
- ・エレベータの稼働台数の削減
- ・庁舎・施設内の照明の間引き（照度基準500ルクス維持）
- ・冷水器の使用中止・撤去
- ・給排気ファンの稼働時間の短縮
- ・昼休みの消灯等の徹底
- ・パソコンの消費電力の削減
- ・退庁時の待機電力の削減
- ・時間外勤務縮減の取組み（毎週水曜日の定時退庁日と毎週金曜日の「省エネ・ノー残業デー」における時間外勤務の縮減と消灯の取組みの徹底）
- ・マイボトル運動の推進
- ・職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化
- ・県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施
- ・庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請
- ・電力需給がひっ迫した場合の県のピークカット対策（コピー機の使用台数の削減等）

(3) 事業者における取組み

ア 基本的な考え方

- 経済活動に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、節電の定着を要請する。但し、被災された地域の需要家には、特に無理のない範囲での協力をお願いする。
- 「数値目標を伴わない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力（kW）の値等を基準とし、九州電力管内の定着節電として見込まれている▲4.5%を参考値とする。

イ 節電メニュー（オフィスビルの場合）

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果
照明	執務室エリアの照明を半分程度間引きする。	8%
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	4%※
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%

※ 設定温度を3℃下げた場合

ウ 事業者に対する周知等

- 業界団体を通じ、「福岡県における冬季の節電への取組み」を事業者に周知する。
- 「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者に配布する。
- 県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者に節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

エ 事業者における節電の取組みに対する県の支援

- 効果の高い節電対策や取組事例等を紹介する「省エネ講座」を開催
- 県内中小企業者からの省エネルギー・節電相談への対応
- 省エネ専門家の派遣による省エネに関する助言
- 省エネ設備、自家発電設備、高効率照明等の導入支援（低利融資） など

（４）県民（家庭）における取組み

ア 基本的な考え方

- 家庭生活に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、無理のない範囲での節電の定着を要請する。特に、家庭においては、夕方（１７時～２０時）の時間帯に電力需要が高まる傾向にあることから、この特徴に配慮した節電の取組みをお願いする。
- 被災された地域の方々、障害のある方々や高齢者の方々などには、それぞれの事情のもと、無理のない範囲で協力をお願いする。
- 「数値目標を伴わない節電」の目安としては、九州電力管内の定着節電として見込まれている平成２２年度比▲４．５％を参考値とする。

イ 節電メニュー（通常、エアコンを使用される家庭の場合）

節電メニュー		節電効果 (削減率)
エアコン	重ね着などをして、室温 20℃を心がける。	7 %※ ¹
	窓には厚手のカーテンを掛ける。	1 %
照明	不要な照明をできるだけ消す。	4 %
テレビ	画面の輝度を下げる。	2 %※ ²
	必要な時以外は消す。	
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	1 %
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。	
	食品をつめこまないようにする。	
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で１日分をまとめて炊く。	1 %
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1 %
	不使用時はふたを閉める。	未満
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	1 %
	使わない機器はプラグを抜く。	

※¹ エアコンの設定温度を 2℃下げた場合

※² 標準→省エネモードに設定し、使用時間を 2/3 に減らした場合

ウ ふくおか省エネ・節電県民運動の実施

- 今夏に引き続き、福岡県では、省エネ・節電に取り組むことを宣言した県民を、企業や行政が応援する「ふくおか省エネ・節電県民運動」を実施する（平成24年12月1日～平成25年3月31日）。

エ 県民（家庭）に対する周知等

- 県広報紙（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に「福岡県における冬季の節電への取り組み」の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- 「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。
- 地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。
- 県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。

（５）県民・事業者への速やかな情報提供

- 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する情報や支援策等を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。
- 電力需給がひっ迫する場合には、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

（６）市町村及び県関係団体と連携した取り組みの推進

- 市町村及び関係団体に「福岡県における冬季の節電への取り組み」の周知を図り、県の取り組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取り組みを推進する。
- 節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電の取り組みを推進することや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取り組みとしての実効性を高める。

（７）電力供給力確保に向けた取り組み

- 県企業局が運営する水力発電所及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）が運営するRDF（ごみ固形化燃料）発電からの電力供給の確保に努める。
- 市町村運営のごみ発電施設に対し、対応可能な範囲で電力需要等に応じた発電実施を要請するとともに、メンテナンス実施時期変更を要請する。